

# 会議公開制度の確立をめざして

会議公開法案  
会議公開条例案  
会議公開法案及び  
会議公開条例案の解説

社団法人

自由人権協会



会議公開制度の確立をめざして

発行 社団法人 自由人権協会

〒105 東京都港区愛宕1丁目6番7号 愛宕山弁護士ビル306号  
TEL 03(437)5466 ●郵便振替口座／東京8-62718  
定価／500円 送料／170円

## はじめに

民主的な開かれた社会を実現するためには行政の情報が広く人々に公開されなければなりません。また、私たちは具体的な人権問題にかかわるなかで、行政の情報が秘密にされることにより人々に様々な被害が発生している現実を見てきました。

そこで、私たちは一九七六年以後情報公開制度の研究に取り組み、一九七九年九月には「情報公開法要綱」を、一九八一年五月には「情報公開モデル条例案」を発表し、情報公開制度の確立を提唱し、また「情報公開法を求める市民運動」の参加団体として制度化に向けて運動を進めてきました。

しかし、人々の知る権利は、文書等の公開を目的とする情報公開制度だけでは十分に保障されたとはいません。人々の生命や健康、生活上の重大な事項に関する行政上の意思決定は、行政委員会や審議会での討議を経て行われるのが通例です。知る権利を保障し、開かれた行政を実現し、情報の秘匿による人権侵害をなくすためには、「会議公開制度」を確立することが非常に重要です。

そこで、私たちは一九八二年六月以来、情報公開小委員会において研究を積み重ね、理事会での検討を経たうえ、ここに「会議公開法案」「会議公開条例案」を発表するに至りました。わが国でははじめての法律案、条例案であり、不十分な点が多々あるかもしれません、会議公開制度の確立に向けて、議論がなされ、運動がなされるきっかけを提供することになれば幸いです。

なお、この法律案、条例案は、議会の会議や委員会の公開を対象としてはいませんが、私たちは議会の会議こそまざ公開されるべきものと考えます。議会については議会の規則の改正によって容易に公開制度をとり入れることが可能なはずです。



# 会議の公開と民主主義

自由人権協会代表理事  
青山学院大学教授 清水英夫

## 開かれた行政の時代へ

自由人権協会が、情報公開法の制定を提唱して、わが国で初めての「情報公開法要綱」を発表したのは、四年前の一九七九年九月のことでした。また、協会は八一年五月にも「情報公開モデル条例案」を作成、公表しております。残念なことに、中央政府に関しては、まだ情報公開制度が採用される見通しは立っていません。行政管理庁長官当時、積極姿勢を示した中曾根首相も、この点については、就任以来何の意思表示もしておりません。わずかに、臨時行政調査会の最終答申が、国民一般に対する情報開示制度（いわゆる情報公開制度）は「積極的かつ前向きに検討すべき課題である」と指摘するのに止っています。

けれども、地方においては、八一年以降、情報公開条例を制定する自治体があいついでおり、八五年までには、東京都を含め全国的趨勢となる状況を示しています。その意味で、わが国にも、ようやく“開かれた行政”的な時代が訪れつつある、ということができましょう。だが同時に、行政はそれ自体で秘密を好む体質があり、市民に強い公開要求が存在しない限り、制度は後退するか空白化するかせざるをえないのも事実です。

## 決定にいたる過程の公開を

ところで、これまで情報公開といわれてきたことは、ほとんど公文書公開と同じ意味で用いられてきました。それは、神奈川の条例が「神奈川県の機関の公文書に関する条例」という名稱であることに端的に示されています。また、埼玉は「埼玉県行政情報公開条例」となっていますが、第二条の定義によれば、「行政情報」とは、公文書のことだ、とされています。

要するに、情報公開条例は公文書公開条例にはかならないのですが、「開かれた行政」というのは、公文書の公開だけを指すものでしょうか。もしそうだとすると、市民は決定までの情報だけを知らされることになり、決定そのものは参加できないわけです。そこで、どうしても必要なことは、決定にいたる過程そのものを原則公開にしなければなりません。

そんなことは無理だ、と思われる向きも少なくないでしょう。また、公開にしたら、いろいろ妨害も出てきて、自由な意見交換ができなくなるだろう、という見方も、当然出てくるでしょう。そのような意見には、たしかに一理があることは否定できません。しかし、そういった考えは、公開に伴うデメリットに目を奪われすぎているのではないでしょうか。

私たちも、公開のデメリットを全く否定しているわけではありませんが、それ以上に問題とすべきなのは、非公開によるデメリットだ、と思います。政策決定にいたる過程を、まったく非公開とすることは、民主主義にとって決定的にマイナスであり、市民不在の行政にほかならない、と考えます。

だれでも知っているように、議会の議事の公開と裁判（法廷）の公開とは、近代憲法の大原則であります。前者は立法過程の、後者は司法過程の公開ですが、いずれも公開に伴うデメリットがあつても、それを根拠に公開原則を否認する主張は、もはや存在しません。それを主張することは、民主主義と人権の否定につながるからです。

### 食品添加物認可決定過程の疑問

つい先項のことですが、厚生省は、食品添加物十一品目の認可等を盛りこんだ食品衛生法施行規則の一部改正を告示、施行しました（八月二十七日）。この新認可は、全国消費者団体連絡会（消団連）や主婦連が激しく反対してきました。注目すべきことは、新たに認可された十一品目の食品添加物のうち、二酸化ケイ素（ビールなどの沪過剤）、二酸化チタン（ホワイトチヨコなどの白色着色料）など八品目までが、アメリカからの要請によるものだ、ということです。

これらの添加物について、厚生省は使用食品の容器や包装に表示義務を課することにしていますが、一般の人々にどれだけ効果があるか、極めて疑問でしょう。それよりもずっと重要なことは、新添加物の無毒性保障ですが、この点について、どれだけ十分な審議が行われたか、極めて疑わしいものがあります。

毎日新聞は七月十一日号から十五日号まで、五回にわたって「検証・食品添加物急増なぜ？」を連載しました。その中で、厚生大臣の諮問機関・食品衛生調査会常任委員の戸部満寿夫国立衛試安全性生物試験研究センター毒性部長の「資料を事前に検討する時間も、審議時間も十分あつたとは言えない。厚生省は、やけに急いでいた。なぜなのか」という疑問の声が紹介されています。

アメリカからの強い要請が、日米貿易摩擦から来ていることは明らかで、その政治的解決が厚生省のあせりになつ

たものと思われます。新しい添加物は、或いは本当に安全なのかもしれない、しかし、ことによると脳しゆようなどの危険をもたらすのかもしれない——それが十分明らかにされぬまま、政治的決定が行われた、と毎日新聞は伝えています。

誰が考へても不合理と思われる決定が、大手を振つて通るのも、決定にいたる過程が伏せられているからです。もし、これらの審議が公開で行われれば、事態は明らかに改善されるはずだ、と思います。国民の生命や健康に直接関係のある審議会はもちろん、公けの問題の会議は、原則として公開で行うことを、私たちは求めております。

### 相互信頼による開かれたルールの確立を

さきほども述べたように、公開の討議に不慣れな私たちは、文書の公開以上に、会議の公開には不安感を覚えます。その不安は大まかにいって四つほどある、と思います。

その第一は、公開になると自由闊達な議論ができなくなる、ということです。ものごとを、はつきりといわずに、ハラ芸や以心伝心を重んじてきた日本人には、ことに案じられるところでしょう。しかし、討論の対象になつているのは、公共の利害にかかることであり、ガラスぱりの中で行われることが望ましい、といわなければなりません。密室なら本心が言えるが、そうでなければ本当のことは口に出せない、という悪い慣習は打破されるべきです。

第二に、秘密にされるべきことが筒抜けになり、目的を達成えなくなる、という理由です。しかし、こういったおそれがある問題は、適当な手続きによつて非公開（適用除外）にすれば足りるのであって、秘密の漏えいを理由に原則非公開とすることは、本来転倒であります。

第三に、一部の者に利益、不利益となる、という理由があります。たしかに、行政の決定に大きな利害を有する者

は、会議の内容に重大な関心を持つのは自然です。しかし、私たちの経験によれば、よほど厳重な箝口令を布かないかぎり、色々のルートを通じて、情報は流出するものです。結局、政治家や官公庁に密接な利害関係者は知ることができ、一般市民は蚊屋の外におかれてしまうのです。

第四は、公開にすると、実力阻止やヤジ妨害によって、会議が不可能になるおそれがある、ということです。たしかに、これまで公聴会などが荒れた例が少なくありません。しかし、これは、もともと荒れる原因があつたからであつて、公開・非公開とは、直接関係がないのだろう、と思います。むしろ、大事なことを秘密裡に決め、形式的に公聴会をやろうとしたことが、混乱をまねいたことも考えられます。

会議の公開は、会議を無意味にしてしまうのでしょうか。そうではない、という経験を最近私たちは持ちました。それは、情報公開条例の審議のときです。市民の要求により、まず神奈川県が、知事諮問機関である情報公開推進懇話会を、ついで東京都も情報公開懇話会の会議を公開にしました。私たちは、この措置を高く評価しましたが、公開によつて、不都合なことは全く生じなかつた、といわれています。

市民を信頼し、多少不都合なことがあつても、辛抱強く、開かれたルールの確立をはかることが大切だ、と考えます。民主主義の確保と発展のためには、代償と時間が必要です。私たちが作成した法案、条例案を手がかりとして、広く論議が行われることを期待いたします。

# 会議公開法（案）

社団法人 自由人権協会

（目的）

**第一条** この法律は日本国憲法の理念に基づき、知る権利の保障を実効あらしめるため、国の合議制行政機関の会議を公開する手続を定め、もつて民主政治の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「委員会等」とは次の各号に掲げる機関をいう。

- 一、国家行政組織法三条二項によつて設置された委員会
  - 二、国家行政組織法八条一項によつて設置された審議会、協議会その他合議制機関
  - 三、内閣法一二条四項によつて設置された合議制機関
  - 四、前三号の他、行政庁の諮問に応ずるために設置され、その運営に公金の支出その他公的負担がなされる合議制機関
- (2) この法律において「会議」とは名称のいかんを問わず、「委員会等」の構成員によつてなされる審議のすべてをいう。

### (会議公開の原則、適用除外)

#### 第三条

委員会等は、左の各号の一に該当する場合を除き、会議を開けなければならない。

一、会議を開くことにより、法律により個別かつ具体的に公開することができないと定められている事項を開くことが明らかな場合。

二、会議を開くことにより、個人のプライバシーを不当に侵害することが明らかな場合。但し、公務員、公職の候補者又は公務員であった者の職務又は地位に関する事項を明らかにする場合を除く。

三、会議を開くことにより、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」いう）又は事業を営む個人の事業活動に著しく不当な損害を与えることが明らかな場合。但し、会議の内容が次に掲げる場合を除く。

(1) 人の生命、身体、健康又は環境に関するものである場合

(2) 法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な事業活動に関するものである場合。

四、会議を開くことにより、犯罪の捜査、訴追、刑の執行を困難にすることが明らかな場合。

五、会議を開くことにより、国の機関が行う検査、監査、取り締り等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、並びに試験の問題その他これに類する事務又は事業に関する情報が公開され、その結果、当該事務又は事業の性質上、実施の目的を失わせることが明らかな場合。

六、会議を開くことにより、人の生命又は身体の安全に危険の及ぶことが明らかな場合。

七、会議を開くことにより、わが国の安全又は外交に関する情報が公開され、その結果、わが国の安全又は外交関係を著しく阻害することが明らかな場合。

- (2) 前項各号に該当する場合であっても、会議を開くことにより得られる利益が非公開とすることにより得られる利益に優越すると認められる場合には、これを公開しなければならない。
- (3) 第一項各号は、会議の公開を強制されない範囲を定めたもので、委員会等は、知る権利を保障するため必要と認められる場合には、同項各号に該当する場合であっても、これを公開するよう努めなければならない。

### (会議非公開決定)

#### 第四条

前条第一項各号に該当する場合には、委員会等は、会議の決定で、会議の全部又は一部を非公開とすることができます（以下、右の決定を「非公開決定」という）。

- (2) 前項に定める決定は、委員会等の全構成員の過半数をもって決する。
- (3) 前条第一項各号に該当する場合、委員会等は、同項各号に該当する部分とそうでない部分を可能な限り区分し、同項各号に該当しない部分はこれを公開しなければならない。

### (会議に関する公告)

#### 第五条

委員会等は、すべての会議の開催二週間前までに、その日時、場所、議題及び非公開決定の有無並びに非公開決定をしたときはその理由を公告しなければならない。

- (2) 委員会等は、やむを得ない理由により前項の期限を遵守できないときには、できるだけすみやかに右理由を含めて前項の公告をしなければならない。
- (3) 委員会等は、前二項の公告がなされた後に著しい事情の変更等やむを得ない理由により非公開決定をした場合は、直ちにその旨及びその理由を公告しなければならない。

## (教示)

**第六条** 委員会等は、非公開決定をしたときは、前条の公告において、何人も当該非公開決定につき不服申立て及び処分取消の訴えの提起（以下この条において単に「不服申立等」という）をすることができる旨、不服申立て等をすべき会議公開審査会及び裁判所並びに不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。

### (議事録の作成)

**第七条** 委員会は、非公開決定の有無に拘らず、すべての会議の議事録を作成しなければならない。

② 前項の議事録には、速記によつて全ての議事を記載しなければならない。

### (議事録の公開)

**第八条** 何人も、委員会等に対し、議事録の公開を請求することができる。

② 前項の請求があつたときは、委員会等は、当該議事録に記載された事項が第三条一項各号に該当する場合（但し、この場合第三条一項各号の「会議」を「議事録」と読み替えるものとする）を除き、これを公開しなければならない。

③ 議事録の公開に関し本法に規定なき事項については、情報公開法に定めるところによる。

### (議事録の保存)

**第九条** 委員会等は、その議事録を当該会議終了後少なくとも三〇年間保存しなければならない。

## (不服申立て)

**第一〇条** 何人も、委員会等の行う非公開決定に対し、会議公開審査会に不服申立てをすることができる。

② 前項の不服申立ては、会議終了まですることができる。

### (会議公開審査会)

**第一一条** 会議公開審査会（以下「審査会」という）を設置する。

② 審査会は、内閣総理大臣の所轄とする。

③ 審査会は、委員会等の行う非公開決定に対する不服申立てを審査し、裁決を行う。

### (審査会の組織)

**第一二条** 審査会は、委員五人をもつて、組織する。

② 委員は、本法の目的を理解し公正な判断力を有する者の中から、内閣総理大臣が、両議院の同意を得てこれを任命する。

③ 委員は、独立してその職権を行う。

④ 委員の任期は二年とする。

### (委員長)

**第一三条** 審査会に委員長を置く。委員長は、委員が互選する。

② 委員長は会務を総理し、審査会を代表する。

(裁決)

**第一四条** 審査会の裁決は出席委員の過半数を以つて決する。

(審理) ② 前項の裁決は、会議の開始前に行うよう努めなければならない。但し、会議の開始後に不服申立がなされたときは会議の終了前に裁決を行うよう努めなければならない。

(司法審査)

**第一五条** 何人も、委員会等の行う非公開決定に対し、当該委員会を被告として行政事件訴訟法による処分の取消の訴えを提起することができる。

(審理)

**第一六条** 前条の判決は事件を受理した日から一〇〇日以内にこれをするよう努めなければならない。

② 前条の訴訟については裁判所は他の訴訟の順序にかかわらずすみやかにその裁判をしなければならない。

③ 前条の訴訟の係属中に会議が終了した場合は、会議終了時に議事録を非公開とする処分がなされたものとみなす。

④ 前項の場合において、原告は会議の非公開決定取消の訴えを当該会議の議事録の非公開処分取消の訴えに変更することができる。

(弁護士報酬)

**第一七条** 第一五条の訴訟において訴訟を提起した者が勝訴した場合において（一部勝訴を含む）、弁

護士に報酬を支払うべきときは、訴訟を提起した者は国に対しその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

(会議公開運営審議会)

**第一八条** 総理府の附属機関として、会議公開運営審議会（以下「審議会」という）を設置する。

② 審議会は、会議の公開に関する制度の改善についての施策を立案し、内閣総理大臣及び行政機関に提言する。

(審議会の組織)

**第一九条** 審議会は、委員一人をもつて、組織する。

② 委員は、本法の目的を理解する者の中から、内閣総理大臣が両議院の同意を得て、これを任命する。

③ 第一二条四項（委員の任期）及び第一三条（委員長）の規定は、審議会に準用する。

(報告義務)

**第二〇条** 委員会等は、毎年会議の開催件数及びその内容、非公開決定をした会議の件数及びその理由、

審査会の裁決、判決その他会議公開の状況並びに議事録の公開状況について、国会に報告し、かつ一般に公表しなければならない。

# ○○市會議公開條例（案）

社団法人自由人権協会

三

第一條 この条例は日本国憲法の理念に基づき、知る権利の保障を実効あらしめるため、市の合議制の行政機関の会議を公開する手続を定め、もって、地方自治の民主的発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「委員会等」とは次の各号に該当する機関をいう。

- ② 二、地方自治法一三八条の四第三項により設置された合議制の附属機関。  
三、前二号のほか、執行機関の諮問に応ずるために設置されその運営に公金その他公的負担がなされる合議制の機関。

この条例において「会議」とは、名称のいかんを問わず、当該委員会等の構成員によつてなされる審議のすべてをいう。

### (会議公開の原則、適用除外)

第三条 真實会等の名号の一に詰当つて。決定一の場合を除き、会議の公開しないものとする。

- められている事項を公開することが明らかな場合。

二、会議を公開することにより、個人のプライバシーを不当に侵害することが明らかな場合。  
但し、公務員、公職の候補者又は公務員であった者の職務又は地位に関する事項を明らかにする場合を除く。

三、会議を公開することにより法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の事業活動に著しく不当な損害を与えることが明らかな場合。  
但し、会議の内容が次に掲げる場合を除く。

(1) 人の生命、身体、健康又は環境に関するものである場合。

(2) 法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な事業活動に関するものである場合。

四、会議を公開することにより、犯罪の捜査、訴追、刑の執行を困難にすることが明らかな場合。

五、会議を開くことにより、国又は地方公共団体（以下「国等」という。）の機関が行う  
検査、監査、取り締り等の計画及び実施細目、争訴及び交渉の方針、入札の予定価格、並び  
に試験の問題その他これに類する事務又は事業に関する情報が公開され、その結果、当該事  
務又は事業の性質上、その実施の目的を失わせることが明らかな情報を公開する場合。

六、会議を開くことにより、人の生命又は身体の安全に危険の及ぶことが明らかな場合。

② 前項各号に該当する場合であっても、公開することによって得られる利益が非公開とするこ  
とにより得られる利益に優越すると認められる場合には、会議を開くことなければならない。

(③) 第一項各号は公開を強制されない範囲を定めたもので、委員会等は、知る権利を保障するため必要と認められる場合には、同項各号に該当する場合であつても、これを公開するよう努めなければならない。

#### (会議の非公開決定)

**第四条** 前条第一項各号に該当する場合には、委員会等は、会議の決定でこれを全部又は一部非公開とすることができる（以下右の決定を「非公開決定」という。）。

(②) 前項の非公開決定がなされたときは、何人に対しても会議を非公開とする旨の処分がなされたものとみなす。

(③) 第一項に定める決定は、委員会等の全構成員の過半数をもつて決する。

(④) 前条第一項各号に該当する場合、委員会等は、同項各号に該当する部分とそうでない部分を可能な限り区分し、同項各号に該当しない部分は、これを公開しなければならない。

#### (会議に関する公告)

**第五条** 委員会等は、すべての会議の開催二週間前までに、その日時、場所、議題及び非公開決定の有無並びに非公開決定をしたときはその理由を公告しなければならない。

(②) 委員会等は、やむを得ない理由により前項の期限を遵守できないときには、できるだけすみやかに右理由を含めて前項の公告をしなければならない。

(③) 委員会等は、前二項の公告がなされた後に著しい事情の変更等やむを得ない理由により非公開決定をした場合は、直ちにその旨及びその理由を公告しなければならない。

#### (教示)

**第六条** 委員会等は、非公開決定をしたときは、前条の公告において、何人も当該非公開決定につき不服申立及び処分取消の訴えの提起（以下「不服申立等」という。）ができる旨不服申立等をすべき会議公開審査会及び裁判所並びに不服申立等をすることができる期間を教示しなければならない。

#### (議事録の作成)

**第七条** 委員会等は、非公開決定の有無にかかわらずすべての会議の議事録を作成しなければならない。

(②) 前項の議事録には、速記によつて全ての議事を記載しなければならない。

#### (議事録の公開)

**第八条** 何人も委員会等に対し議事録の公開を請求することができる。

(②) 前項の請求があつたときは、委員会等は、当該議事録に記載された事項が第三条一項各号に該当する場合（但し、この場合第三条一項各号の「会議」を「議事録」と読み替えるものとする。）を除き、これを公開しなければならない。

(③) 議事録の公開に関し、本条例に規定なき事項については、情報公開条例に定めるところによる。

#### (議事録の保存)

**第九条** 委員会等は、その議事録を当該会議終了後少なくとも三〇年間保存しなければならない。

#### (不服申立)

**第一〇条** 何人も、委員会等の行う非公開決定に対し、会議公開審査会に不服申立をすることができる。

(2) 前号の不服申立は、当該会議の終了まですることができる。

#### (会議公開審査会)

**第一一条** ○○市の各執行機関にそれぞれ会議公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(2) 審査会は、委員会等の行う非公開決定に対する不服申立てを審査し、裁決を行う。

#### (審査会の組織)

**第二二条** 審査会は、委員五人をもつて、組織する。

- (2) 委員は、本法の目的を理解し公正な判断力を有する者の中から、当該執行機関の長が議会の同意を得て、これを任命する。
- (3) 委員は、独立してその職権を行う。
- (4) 委員の任期は二年とする。

#### (委員長)

**第一三條** 審査会に委員長を置く。委員長は、委員が互選する。

(2) 委員長は、会務を總理し、審査会を代表する。

#### (裁決)

**第一四条** 審査会の裁決は、出席委員の過半数を以って決する。

- (2) 前項の裁決は、会議の開始前に行うよう努めなければならない。但し、会議の開始後に不処分取消の訴え提起することができる。
- 服申立がなされたときは、会議の終了前に裁決を行いうよう努めなければならない。

#### (司法審査)

**第一五条** 何人も、委員会等の行う非公開決定に対し、当該委員会を被告として行政事件訴訟法による

処分取消の訴え提起することができる。

#### (会議公開運営審議会)

**第一六条** ○○市に会議公開運営審議会（以下、「審議会」という。）を設置する。

- (2) 審議会は、委員会等の会議の公開に関する制度の改善についての施策を立案し、市長に提言する。

#### (審議会の組織)

**第一七条** 審議会は、委員一人をもつて組織する。

(2) 委員は本条例の目的を理解する者の中から、市長が議会の同意を得てこれを任命する。

(3) 第二条四項（委員の任期）及び第一三條（委員長）の規定は審議会に準用する。

#### (報行義務)

**第一八条** 委員会等は、毎年会議の開催件数及びその内容、非公開をした会議の件数及びその理由、審査会の裁決、裁判所の判決その他の会議の公開の状況並びに議事録の公開状況について議会に報告し、かつ、一般に公表しなければならない。

## 会議公開法案及び同条例案の解説

弁護士 秋山幹男  
同 同 近藤卓史  
同 同 塙吉瓦一  
同 同 三宅裕弘

自由人権協会情報公開小委員会

### 会議公開法案の解説

#### 第一条（目的）

会議公開法の目的を掲げたものです。知る権利を具体化するためには、行政に情報の公開を義務づける制度を作る必要があります。情報公開法は文書等の形をとった決定された政策やそのための素材の公開を目的とするものですが、会議公開法はそのような行政に関する狭義の有形情報の公開から一步進んで、政策形成過程そのものを公開することを目的としており、政治的な意思形成の前提となる知る権利を確保するために、より重要といえます。

会議の公開が義務づけられる行政機関は「会議」による審議、決定をする合議制行政機関ですが（一般に審議会、諮問委員会等と呼ばれています）、このような機関は技術的専門的知識の導入、公正中立の確保、利害の調整等が目的とされていますが、より根本的には、行政に関する国民の参加、民主主義的構成の要請という契機があり、その点からもこれらの行政機関の「会議」 자체の公開をする必要があります。

#### 第二条（定義）

第一項 この法律により会議の公開が義務づけられる合議制行政機関を定義したものです。

一号は三条機関と呼ばれるもので、公正取引委員会、國家公安委員会、公害等調整委員会、司法試験管理委員会、公安審査委員会、船員労働委員会、中央労働委員会、公共企業体等労働委員会の八委員会です。

二号は八条機関と呼ばれるもので、一九八三年九月一日現在二二三あります。中央公害対策審議会、薬事審議会、中央教育審議会、法制審議会等、会議公開法の主眼といえます。

三号の機関としては、人事院及び国防会議があります。

四号は、法律に根拠をもたない諮問機関が多数あることから特に設けたものです。いわゆる私的諮問機関であっても公金の支出等公的負担がなされるものは公的性質を有するといえるので公開の対象となります。

第二項 この法律により公開の対象となる「会議」を定義したものです。「懇談会」等の名目で実質的な審議が非公開でなされることを防止するため、名称、構成員の出席数にかかわらず公開の対象とします。

#### 第三条（会議公開の原則、適用除外）

第一項 本項は委員会等の会議の公開を義務付けた規定です。これは誰でも委員会等の会議の公開を請求することができることを前提とし、具体的な請求によらずとも公開しなければならないことを義務付けた規定です。この法律によって知る権利の一内容である会議公開請求権という権利が手続的にも保障されることになるもので、本項各号の適用除外事項に該当しないのに公開を拒否された場合には、誰でも一〇条による不服申立や一五条のとおり行政訴訟による取消請求が保障されます。

委員会等を公開する根拠は、主権者である国民のみならず、行政によって影響を受ける立場にある人々に対し、行政の意思形成過程を公開し、知る権利を保障することにあると考えられます。したがって、何人も会議の公開を請求する権利がありますし、日本国民に対してのみ公開するとの限定は加えず、何人に対しても公開するよう義務付けました。

あらゆる会議の公開が原則となります。非公開とすることができる場合があることは認めざるをえませ

ん。そこで、本項の各号において、例外的に非公開とすることがができる場合を限定列挙しました。ただし、これは非公開とすべきことを義務付けたものではありません。なお、公開が原則ですから、適用除外事項に該当することの立証責任は行政側が負担することになります。

本項各号は、「情報公開法を求める市民運動」が採択した「情報公開八原則」をふまえ、さらに各地方自治体の情報公開条例をめぐる議論を参考にし、会議の公開という特殊性を考慮して規定したもののです。なお、適用除外事項は会議を非公開とすることに積極的な法律上の根拠を与えることになりますので、濫用されることのないよう規定するところが肝要です。

(一号) 法律で公開することができないと定められている事項を公開することができる場合には会議を非公開とすることができるとしたものです。会議の内容自体に関して個別的かつ具体的に公開することができないと定められている事項を公開することができる場合に限られており、法律で定めさえすれば会議を包括的に非公開とすることを認めたものではありません。したがって、従来会議を包括的に非公開とした既存の立法は当然に改正されなければなりません。

会議の傍聴を許さなければならないと解せられます。

(二号) いわゆる企業秘密に関する規定です。会議公開によって、法人等又は事業を営む個人の事業活動が不当な損害を受けることがあってはなりませんから、法人等の利益を保護するために非公開条項を設ける必要があります。しかし、企業等の秘密は経済的利益であって、個人のプライバシーの権利（人格権）と同一に扱うこととはできません。また、企業秘密の名のもとに、行政機関による情報の秘匿が濫用される危険を防止しなければなりません。

そこで、まず第一に「公開することにより、法人等

又は事業を営む個人の事業活動に著しく不当な損害を与えることが明らかな場合」というしほりをかけました。この要件に該当することの立証責任は行政側にありますので、公開することによってどのような損害が生ずるのか、損害の程度は著しく大きいものであるか、さらに損害を与えることが明らかな場合であるなどを行政が具体的に主張立証しないかぎり公開されることになります。

第二に、人の生命、身体、健康又は環境の保護は、企業の経済的・物質的利益に優先するものです。そこで、本号但書(1)により、会議の内容がこれらの事項に

(二号) 会議の公開が民主政治の実現のため必要である反面、会議公開によって個人のプライバシーの権利を侵害してはなりません。情報化社会にあっては、情報の独占を排し、情報の自由な流通を確保することが必要ですが、行政機関が個人に関する情報を大量に蓄積しており、会議公開の場合にもこれを恣意的に利用することによって、個人の自由や名誉を侵害する危険があります。そこでまず、会議を公開することにより個人のプライバシーを不当に侵害することが明らかなる場合には会議を非公開とすることができるとしました。ただし、公務員、公職の候補者又は公務員であった者に関する情報は、その職務又は地位に関する事項ではある場合には、個人のプライバシーに関する情報とはいませんから、会議を公開することによりこれらの人間が会議を明らかにする場合は、会議公開の原則にたちかえり、会議を公開しなければなりません。したがって本号但書の規定をおきました。

なお、会議を公開することにより、個人のプライバシーを不当に侵害することが明らかなる場合にも当該個人は行政機関が自分に関してどのような情報をもつているかを知る権利がありますから、本号によつて会議が非公開とされる場合であつても当該個人に対しては本号但書の規定をおきました。

なお、会議を公開することにより、個人のプライバシーを不当に侵害することが明らかなる場合にも当該個人は行政機関が自分に関してどのような情報をもつているかを知る権利がありますから、本号によつて会議が非公開とされる場合であつても当該個人に対しては本号但書の規定をおきました。

第三に、会議の内容が法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な事業活動に関するものである場合には、会議を公開することによる企業秘密等の公開が当該企業に著しい損害を与える場合であつても、公開することにより一層重大な社会的価値が認められる場合ですので、非公開にはできないとしました。

なお、会議の内容が、ガス・電力その他住民の生活に重大な影響が及ぶ公共的事業による場合には、違法又は不当な事業活動に関するものでなくとも、その事業体の経営上の利益よりも住民の生活上の重大な利益が優先するとみるべきです。したがつて本号本文の

「事業活動に著しく不当な損害を与えることが明らかな場合」には該当せず、非公開にはできないと解されます。

(四号) 犯罪の捜査、訴追、刑の執行に関する情報は、その性質上公開することによってその実行に支障を及ぼすことがあります。また刑事被告人の公正な裁判を受け公開とすることができます。

(五号) 行政に関する情報の中には、行政の公正な運営を確保する観点から非公開とせざるを得ないものがあることは認めざるをえません。しかし、適用除外事項は、公開原則の例外を定めるものですから、行政上の便宜を無制限に知る権利に優先させる結果にならないよう、できる限り性質上明らかに非公開とせざるをえない特定の具体的な事項に限定しておくことが必要です。

そこで、本号では、「事務又の事業の公正又は円滑な執行を妨げるおそれがある」というように抽象的に定めることは避け、具体的な事項を列挙し、また「当該事務又は事業の性質上、実施の目的を失わせることが

明らかな場合」に限定しました。

(六号) 会議の内容によっては、公開することによって人の生命や身体の安全に危険が及ぶことがあります。このような場合には会議を非公開にすることができるものとしなければなりませんので、その旨の規定をおきました。

(七号) 国家の安全又は外交に関する情報は重要な情報であるがゆえに、これを秘密にすることは国民主権や民主政治に重大な脅威を与えるものです。これらの情報は国民の厳しい監視にさらされなければなりません。そこで、「会議を公開することにより、わが国の安全又は外交に関する情報が公開され、その結果、わが国の安全又は外交関係を著しく阻害することが明らかなる場合」というやむを得ず非公開としなければならない理由がはつきりしている例外的な場合に限定します。したがって、国防会議の議事も原則は公開となります。

なお、このように重大な情報が公開される会議の内容が、永久に非公開とされることは、国民主権や民主政治の点から好ましいことではありません。現在はどうしても非公開とされなければならない会議であっても、将来いずれかの時点で国民の前に必ず公開される

ことが非公開に伴う弊害を防止するために必要です。

そこで第七条により議事録の作成を義務付け、情報公開法によって議事録が将来公開される途を開きました。自由人権協会の情報公開法要綱では、二〇〇年を経過した議事録は絶対公開となっています。

第二項 前項各号に該当する場合であっても、国民の基本的人権の保障その他の利益を考慮し、会議を公開すべき場合があります。したがって、会議を公開することにより得られる利益が非公開とすることにより得られる利益に優越すると認められる場合にはその会議は公開しなければならないものとします。

第三項 第一項各号は、それに該当する場合に会議の公開を義務付けたものではなく、会議を非公開にすることができるという意味において、会議の公開を強制されない範囲を定めたものにすぎません。したがって、委員会等は、国民の権利を保障するため必要と認められる場合には、同号各号に該当する場合であっても、これを公開するよう努めなければなりません。

#### 第四条（会議非公開決定）

前条第一項の非公開条項に該当する場合には、委員

会等は全構成員の過半数による決定で、会議を非公開とすることができます。ものとした規定です。

もつとも、会議の内容の一部だけが非公開条項に該当する場合には、会議の全部ではなく一部だけを非公開とすることができますし、委員会等としては、このような場合には、非公開条項該当部分とそうでない部分を可能な限り区分し、非公開条項に該当しない部分は会議公開の原則にたちかえり、これを公開しなければなりません。

#### 第五条、第六条（会議に関する公告、教示）

会議が公開され、自由に傍聴できると言いましても、いつ、どこで、どのような会議が開かれるのかを知られていなければ、公開は有名無実なものとなってしまいます。そこで第五条一項では、会議の日時、議題及び公開・非公開の別、並びに非公開とした場合はその理由を事前に（二週間前まで）公告しなければならない旨を規定しています（理由の記載は後に述べる不服申立や訴訟のために必要です）。

公告の期限が会議開催二週間前ですので、非公開決定（第四条） 자체はそれ以前になされなければなりませ

公告の方法は法定していませんが、分り易く誰でも確実に会議に関する情報を知ることができる方法でなくではありません。

以上が原則ですが、緊急に会議を開かなければならず二週間という期間を遵守できないときや、一旦公開とした後著しく事情が変わり新たに適用除外に該当することになった場合のため、それぞれ例外を設けました（同条二項、三項）。あくまで例外ですから適用は必要最小限に留めなくてはなりませんし、「できるだけすみやかに」（一項）「直ちに」（三項）公告しなければなりません。

非公開とする場合は以上の公告の中で、不服申立てや訴訟提起によって誰でも非公開処分を争うことができるなどを教示しなければなりません（第六条）。

### 第七条～第九条（議事録の作成・公開・保存）

議事録は行政機関である委員会等がその職務として作成する文書ですから、本来的には情報公開法の適用で足りるはずです。しかし、「開かれた委員会、審議会」の実現をより完全なものとするため、議事録の公開は他の文書とは異った重要性があると言えます。そこで、会議公開法の中に議事録の公開に関する条文を入れました。

した。

議事録は会議の公開非公開を問わず必ず作成しなければなりません。それも速記により正確かつ完全なものであることが必要です（第七条一項、二項）。

摘用除外は第三条を用います（第八項二項）、いかなる内容の発言がなされるか必ずしも正確に予測しえない「会議」と比較し、事後に適用除外に該当するか否を判断する「議事録」の性質上、たとえ会議が非公開であっても、その全部又は一部を公開しなければならない場合が出てくると考えられます。

議事録目録の作成、救済機関等情報公開法の規定に依るところが多く、同法の制定は急務です（情報公開法については、自由人権協会発行「情報公開法要綱」「情報公開モデル条例案」等参照）。

議事録の公開を請求することができるといつても、その前に廃棄されてしまう意味が失われますので、最低三〇年の保存を義務づけました（第九条）。

### 第一〇条～第一四条（不服申立て、会議公開審査会等）

会議の非公開処分が適法かどうかをチェックするシステムが完備されていないところでは、行政の意のままに公開、非公開が決せられ、結局会議公開は「絵に画

いた餅」になってしまいます。それでは「会議公開法」の名に値しません。その意味で救済制度は本法の柱の一つと言えます。

チェックの方法としては①行政機関による不服審査（②司法機関（裁判所）による司法審査（訴訟））の二つがあります。まず前者から紹介しましょう。

誰でも会議の非公開処分に対し不服申立てをすることができます。まず前者から紹介します。この不服申立てについて理由があるか否かを審理するのが会議公開審査会です。

審査会は行政機関ではありますが、非公開決定に対する裁決という重要な準司法的役割をはたす要請から、司法機関に準じ独立の委員会（第一二条三項）としました。独立の行政委員会は他にも公正取引委員会、人事院、労働委員会等があります。

審査会も委員会ですので本法の適用があり、当然その審理は公開が原則となります（国家行政組織法別表第一に審査会を加える法改正も必要になります）。審理の方法は、行政不服審査法の適用がありますから、審査会は申立てがあれば口頭による意見陳述の機会を与えなくてはなりませんし（同法二五条）、非公開決定をした委員会等から非公開の理由となつた事實を証する書類その他の物件の提出を求めるこどもできます（同

### 第一五条～第一七条（司法審査）

非公開決定に対しても裁判所に訴訟を提起することができます。不服申立てと訴訟提起はいずれでも又両方ともすることができますし、その時間的先後も問いません。

個人でも会議の公開を求める権利があり、非公開決定はその権利に対する拒否の処分ですから、この訴訟は本質的に講学上の「抗告訴訟（取消訴訟）」と考えるべきです。したがって第一五条は当然のことと表わします。注意規定と理解することもできます。ただ、非公開決定に対し取消を求めることは、単に個人の権利の救済に留まらず、同時に公益を実現するためのものといえますから、「民衆訴訟」の性質も兼ね備えていると考

えられます。

審理は会議公開の重要性、迅速性の要請から、公職選挙法上の百日裁判と同じ規定を設けました（第一六条一項、二項）。したがって迅速かつ優先的に審理され、原則として会議の開始前に判決が出されなければなりません。しかし会議非公開処分取消訴訟の係属中に会議が終了してしまった場合も考えられ、その場合そのままで訴えの利益がなくなり、訴えが却下されてしまうことが考えられます。そこで会議終了の時点で議事録の非公開決定があつたものとみなし、原告は訴えを議事録非公開決定取消の訴えに変更し、訴訟を継続できることにしました（三項、四項）。

前記のように本条に基く訴訟は公益のためにもなることから、弁護士費用のうち相当額を国に請求することができるにしました（第一七条）。同趣旨の規定は地方自治法上の住民訴訟の場合にも存在しています（第一四二条の二第七項）。

### 第一八条、第一九条（会議公開運営審議会）

会議の公開に関する内部基準や手続等について審議し、内閣総理大臣や各委員会等に提言するものとして設けられるのが、会議公開等運営審議会です。審議会

者にも配布することが望ましいと思われます。資料の配布に関する規定を特に定めることも検討に値するでしょう。

米国の連邦諮詢委員会法には、利害関係人が意見書を提出できる旨の規定があります。会議公開法においても、利害関係人あるいは傍聴者に意見書提出や意見表明の機会を保障する旨の規定をおくとの考え方もあります。

この法律案は、議会の委員会の公開については触れませんでしたが、私たちは議会の委員会こそまず公開の原則が貫かなければならないと考えています。議会については、議会の規則等で会議公開を進めるべきです。

### 『会議公開条例案の解説』

会議公開法案と共通の部分については解説を省略しますので、共通部分については同解説を参照して下さい。

### 第一条（目的）

会議公開条例案の目的を掲げたものです。民主主義の

を設ける目的は、会議公開の基準や手続について、提言

という形を通じて広く人々の意向が反映されるためのチャンネルを設けておくことです。これにより、一旦成立した会議公開法の改正や法の運用が官僚主導になってしまふことをチェックすることができるのです。法律成立後も広く人々の参加を確保するのがこの審議会という訳です。

### 第二〇条（報告義務）

委員会等は毎年会議公開の状況を国会に報告し、かつ一般に公表することとします。これにより、会議公開法の運用の実際が知られ、議会や広く人々の監視が可能となります。この点から非公開事案とその理由の報告が極めて重要になります。したがって報告及び公表はこの要請を満たす程度に詳細である必要があります。

### その他（この法律案で規定しなかったこと）

会議を公開する以上、傍聴者が議事内容を自由にメモしたり録音できるのは当然ですが、念のためその旨の規定をおくことも考えられます。

また、会議における討議の資料は、可能な限り傍聴原則にのっとった地方自治の実現のためには、行政過程への住民参加と監視が必要不可欠であり、住民の参加・監視が実質的に行われるようにするためには、行政に関する情報とともに、行政手続における審議の過程（＝会議）が公開されねばなりません。そして、会議の公開を実効あらしめ、住民の知る権利を確保するためには、住民の会議公開を請求する権利・手続を条例で明確に定め、不适当に公開を拒否された場合には、法的救済が保障されなければなりません。この条例の骨子は右の点にあります。

### 第二条（定義）

法律案と同様、合議制の機関を対象としました。法律案と対応させて、①地方自治法上の執行機関、②同法上の附属機関、③その他と分類してあります。

### 第四条（会議の非公開決定）

知る権利は、何人に対しても保障されるべき権利ですから、会議の非公開決定がなされた場合には、何人に対しても非公開処分がなされたものとみるのが妥当であり、何人も非公開処分に対し法的救済を求めることができると解すべきです。しかし、個々の人々に対

し非公開処分がなされたものであることを明確にしておきませんと、不服申立や訴え提起の権利がないとされるおそれがあります。そこで、本条第二項で「何人に対しても会議を非公開とする旨の処分がなされたものとみなす。」と規定しました。

会議公開法案にはこのようなみなし規定はありませんが第一五条で何人も処分の取消の訴えが提起できると定めているので、このようなみなし規定はおいていません（会議公開条例案第一五条にも会議公開法案第一五条と同一の規定がありますが、条例で訴権を創設することは困難と解せられ、本条第二項のみなし規定によって行政事件訴訟法による抗告訴訟ができるとを注意的に規定したものです）。

#### 第一〇条(不服申立)、第十一一条(会議公開審査会)

各執行機関の付属機関としてそれぞれ会議公開審査会を設置し、不服申立に対する裁決権を付与します。

裁決権ある付属機関の設置が、法律上可能か否かについては議論のあるところですが、行政不服審査法五条二項が審査請求を行う機関を条例で特別に定めることができるとしていること、地方自治法一三八条の四第三項が付属機関として審査会を置くことができる

していること、建築審査会など、付属機関でありながら裁決権を付与されている例が実際にもあることなどから、救済機関として裁決権ある付属機関を設置することが可能であると考えます。

なお、法一六条一七条に対応する規定はありませんが、これは、訴訟事項について条例で定めることとは困難であるからです。

## 合衆国における会議公開制度

早稲田大学講師 角 晃

レポート

合衆国の会議公開制度は、審議会又は諮問委員会（以下、審議会）を対象とする一九七一年「連邦諮問委員会法」と、独立行政委員会を対象とする一九七六年「サンシャイン法」からなる。そもそも、この種の合議体行政機関は、官僚による権限濫用を防ぐとともに、行政機関の決定に市民の利益を真正に代表させるためのものであるか、又は、非政治的で独立公正な、専門的知識を要する行政活動を保障することを目的とする。合衆国ではこうした合議体行政機関が統治上起わめて重要な影響力をもっており、そのため、執行部、立法部、司法部の三権と並んで、審議会と独立行政委員会とで、五つの統治部門をなすと称されるほどである。

だから市民の知る権利を実現するうえでも、合議体行政機関の審議過程の公開は重要なのである。つまり、合議体行政機関における審議を秘密裡におこなうことは、公然と人前で言えないことを私人が述べ、それを公的な政策形成に反映させる制度を特別に設けることになるか、あるいは、行政サイドで都合のよいものだけを集めた事実にもとづ

いて、市民の側が対抗措置を講ぜざるをえなくすることにはかならない。こうした事態は、合議体行政機関の本来の目的を損うもので、この種の審議過程における権限濫用を防止するために、会議公開制度の確立が要請してきた。

## 一九七二年「連邦諮詢委員会法」

「連邦諮詢委員会法」は、肥大化した審議会の整備とその運営の効率化にかんする部分、および審議過程の濫用防止策の部分からなる。会議公開制度は、この後者、つまり、企業との癒着により審議過程に秘密主義がはびこり、審議会が本来の機能を全うできなくなつた事態を開闢するため定められた。審議過程の濫用防止策としては、(I)委員の公正な構成と、(II)審議過程とその公開からなる。このうち(II)における会議公開制度は次のようなしくみをとる。

- (1) 各審議会の公開原則の確立。
- (2) 会議開催期日を官報で事前に告知するとともに、利害関係人に事前の通知を行なう。その任には予算局長があたる（予算局長の定めた規則によると開催期日の一五日前に告知、通知をおこなう）。
- (3) 利害関係人は意見書を提出し、かつ審議会を傍聴することができる。

(4) 他方、審議会の用に供されるか、審議会が作成するか、又は審議会のために作成された記録などは、公衆の閲覧と複写の用に供される。

(5) 会議録については、審議会の長に保管義務が課せられており、出席者、討論の完全かつ正確な記述、報告書を記載するものとされる。

(6) これにたいし、諮詢をおこなつた大統領もしくは行政機関の長の側は、一九六七年「情報自由法」に定める適用除外を、会議の公開、及び記録等の閲覧に適用して、会議を非公開にし、記録等の閲覧を拒否することができる。

ただし、その理由は文書で付記するものとする。

(7) その他の措置として、連邦議会は審議会の活動を監視する責務を負い、大統領は、審議会にかんする年次報告を作成し、これを連邦議会に提出しなければならず、又、議会図書館長は、予算局長官の提出する審議会報告書及び関連文書を各八部づつ、保管所を設けて保存し、公衆の閲覧の用に供する。

しかし「連邦諮詢委員会法」には重大な欠陥がいくつかある。現定の文言が不明確であること、実施体制の確立に必要な規定が欠如していること、公開義務違反にたいする制裁措置がないこと等々。なかでも問題となっていたのは、文書公開法である「情報自由法」の適用除外を会議公開制度に適用したことである。この点は、一九七六年「サンシャイン法」が会議公開制度に固有の適用除外を定め、これを「連邦諮詢委員会法」に適用する規定を設けて、問題が解決された。ところが実際の運用はといえば、はははだ覚えない。一九七六年以後一九八二年まで、平均六〇パー セントの会議が完全に公開されているにすぎず、審議会によつてはほとんどすべての会議を非公開にしているところがある、という。こうした実施状況にたいして、会議非公開決定の適否を迅速に争うための行政訴訟上の手続は全く規定されておらず、さらに司法的救済の方策も明示されていない。救済手段の改善の必要性が指摘されるゆえんである。ところが現段階では、立法による抜本的改革という機は熟しておらず、個々の事例をつみ重ねるケース・バイ・ケー スの解決が求められている。今後市民サイドでの立法改革運動などの展開が注目される。

## 一九七六年「サンシャイン法」

「サンシャイン法」は、連邦政府の政策形成過程にかんし、利用可能な最大限の情報を取得する権利を公衆に与え、この公衆の情報取得権という個人の権利と政府の職務遂行の権限を調整することを目的とする。このばあい、この調

整は、立法史が示すように、公開原則の最大限の尊重という立場からなされる。

- (1) 「サンシャイン法」の実施機関は、複数の構成員からなる合議体行政機関で、その構成員の過半数が上院の助言と同意にもとづき、大統領の任命する機関、並びにこの合議体行政機関のために、活動をおこなう下部組織をいう。

(2) この構成員は、「サンシャイン法」の規定によることなく、当該行政機関の職務をおこなつてはならず、適用除外としてみとめられるばあいを除き、すべての会議をすべての部分において、公衆の観察のもとにおかなければならない。

(3) 適用除外は、該行政機關がその過半数の決定により、個々の適用除外事項に会議の情報が該当するおそれのあるとみとめるばあいにおこなわれるが、公けの利益のための裁量的公開がみとめられている。

(1) 商用余外事項は二〇項目あります。これらは「販促日記」の毎月余すところをもつて、

(この項目除外事項は、(1)項目から(6)までの「情報自由法」と同一の適用除外は、(1)大統領命令で秘密指定された国防、外交上の事項、(2)政府機関内部の人事上の規則及び慣行にかんする事項、(3)他の法令との関係で、他の法令が(1)裁量の余地なく適用の除外を定める事項、又は、(4)明確な基準を定める事項（この部分は「情報自由法」改正をともなう）(4)いわゆる企業秘密などにかんする事項、(7)警察、検察、行刑目的からおこなわれる、法の執行にかんする事項、(8)金融機関にかんする事項、以上の六項目からなる。これにたいし「情報自由法」では、個人ファイル、医療用ファイル等で、その開事が個人のプライバシーを不當に侵害するもの」と定められていた規定が、「サンシャイン法」では、会議というものの特質との関連で、(6)「個人的性質の情報」と定められている。他方「情報自由法」にない、「サンシャイン法」独自の規定としては、(5)ひとを犯人として告発もしくは、譴責に付することになる事項、(9)時期尚早の投機で金融上の重大な危機をまねくか、金融機関の活動又は行政の活動が著るしく阻害される事項、(10)当該行政機関が自ら関与する争訟にかかるばあいなど、が挙げられる。

「由法」の適用除外——行政機関相互間及び行政機関内部におけるメモ等——は削除され、「連邦諮詢委員会法」の除外規定が部分的にではあるが是正した。

(3) 以上の適用除外はもとより、議事録の閲覧、複写の拒否決定は「サンシヤイン法」の適用除外にもとづいておこなう。

(6) 又、「サンシャイン法」は、第三者の個人情報について、非公開の請求、つまり「逆請求」をみとめている。

(7) 会議の開催日時、場所、テーマ、係官、その連絡先の公告は、公開、非公開を問わずおこなわなければならない。  
(8) 議事録へのアクセスを保障するための保管義務と、そのために必要な措置を定めるとともに、司法救済にかんす

(9) 詳細な規定がおかれていて、各合議体行政機関は、連邦議会に年次報告書を提出する義務を負う。

「サン・ザイン法」は、制度の実効的な部分についてもかなり詳細な規定を設けている。たがなによりも行政機関において、会議公開原則を確立した点が注目される。その結果行政機関の側は、公開拒否の理由を適用除外規定にもとづき個別的に証明する責任を負うようになったからである。

半例もこの点について「原子力規制委員会の予算準備過程の審議を一律非公開とした同委員会の決定を「サンシャイン法」の適用除外規定は、会議を個別に理由を付すことなく一律非公開にする」とみとめるものではないと判示している。(Common Cause v. Nuclear Regulatory Commission, 8 Med. L. Rep. 1190 (1983) )しかし、実施機関の範囲、つまり、大統領の任命に直接かかわらない、独立行政委員会の形態をとる合議体行政機関に「サンシャイン法」が適用されるか否かについては、判例にバラツキがみられ、明確な基準がいまだ確立されておらず、事態は流動的といえる。それとともに、独立行政委員会の側での実施体制の整備も問われている。この点でも、市民運動サイドの働きかけが重要視される。

## 参考文献

奥平康弘 『知る権利』(一九七九年、岩波書店)

鶴銅信成 「行政機構における委員会制」(法律学体系法学理論編、一九五〇年、日本評論社)

佐藤 功 『行政組織法』(新版) (一九七九年、有斐閣)

同 「審議会」(田中一郎他編『行政法講座』四巻所収、一九六五年、有斐閣)

川上勝巳 「行政委員会」(前掲書所収)

兼子 仁 「審議会制度と国民参加」(法学セミナー増刊『内閣と官僚』所収、一九七九年、日本評論社)

堀部政男 「情報自由法・会議公開法」(清水英夫編『情報公開と知る権利』所収、一九八〇年、三省堂)

松橋和夫 森山高根「日本のあたる政府法(行政機関会議公開法)」「外国の立法」八七号、一九七七年、国立国会図書館)

K. Davis, Administrative Law Treatise, § 5:42; § 5:44 (2d ed., vol. 1, 1978) & 1982

Supplement § 5:44.

Project, Government Information and the Rights of Citizens, 73 Mich. L. Rev.

971, 1211 ff. (1975).

Keep, The Federal Advisory Committee Act after Ten Years (Freedom of Information Center Report No. 474, 1983).

### △自由人権協会とは△

- 自由人権協会は、市民が自分たちの自由と人権を守るために設立した純粹の市民団体です。
- 特定の政治的立場からではなく、あらゆる人々の自由と人権を擁護するという立場から発言し、行動しています。
- いかなる権力からも自由です。
- 弁護士や法律学者だけでなく、いろいろな職業や立場の市民が誰でも自由に加入できる開かれた団体です。
- 基本的人権の擁護のために行動しようとする人であれば誰でも入会を歓迎します。

### △自由人権協会は、△のよつた活動をしています△

- 専門弁護士による人権相談
- 人権問題に関する調査研究
- 出版物の刊行や講演会の開催
- 具体的な問題については、必要に応じ、政府・国会・裁判所・検察機関などに対し、さまざまな形(勧告・意見発表をはじめ、訴訟・立法運動など)で働きかけをします。
- アメリカ自由人権協会、ヨーロッパ各国の人権協会など、海外の人権擁護組織とも広く交流し、国連の諮問機関である国際人権連盟にも加盟しています。
- 昭和22年創立以来、協会がとりあげてきた問題や事件は、
- △被疑者・被告人の権利に関係した各種刑事案件・警察官による暴行事件
- △刑法改正などの治安警察立法問題
- △占領当事の沖縄における人権調査
- △サリードマイド・スモン訴訟の全面的支援
- △宗教・思想表現の自由問題
- △麹町中学内申書事件など教育問題
- △政治亡命者保護法の立法運動
- △台湾人元日本兵士の戦死傷補償請求訴訟の支援
- △国際人権規約批准促進運動
- △シベリア強制労働補償請求訴訟の支援
- △情報公開法立法運動
- △その他さまざまな分野に及んでいます。

## 編集後記

この法律案、条例案は、情報公開小委員会が起草し、事務局会議、理事会での討論を経たのち確定したものです。御意見、御提案等がありましたが事務局までお寄せ下さい。

一九八三年一〇月

事務局長 更田義彦

禁無断転載

『会議公開制度の確立をめざして』正誤表

( 誤 ) ( 正 )

- 目次 2行目 会議公開と民主主義 → 会議の公開と民主主義  
4 頁 題目 会議の公開と民主主義 → 民主主義  
5 頁 後ろから2行目 改策決定 → 政策決定  
21 頁 第18条 報行義務 → 報告義務  
22 頁 解説者名 堀裕一 → 堀裕一  
35 頁 5行目 現定 → 規定  
" 9行目 覚來ない → 覚束ない  
36 頁 14行目 開事 → 開示  
37 頁 2行目 陥を部分的にでは陥を部分的にでは → =部分を削除

以上のとおり訂正しておわびいたします。